

議 案 第 9 号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診
断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条
に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診
断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄
に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健
康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事
業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診 断又は臨時の健康診断

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「同条第3項第3号」を「同
項第3号」に改め、同号カ中「出入りし」を「出入し」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。